

新型コロナウイルス感染症対応フローチャート ① 風邪の症状等がある場合 【学生用（下宿生・通学生）】

風邪の症状等がある場合 (次のどれかにあてはまる場合※1)

- ・「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱※2等の強い症状」のいずれかがある場合
- ・「基礎疾患※3」があり、「発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状」がある場合
- ・「味覚障害や嗅覚障害等の症状」があり「体調がすぐれない」場合

※1 かかりつけ医や一般の医療機関を受診してください。

注意：①明らかに既往症が原因でこの条件に当てはまる場合はこのフローチャートは適用しません。

※2 症状には個人差があるので、平熱とあわせて判断すること。なお、37.5度以上あればかかりつけ医か一般医療機関を受診してください。

※3 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）などがある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者。

●保護者を通じて、教務係（059-368-1731）に連絡する。

★休日・夜間受付フォーム URL：<https://forms.office.com/r/M7rxTrCB0h>

●登校せず、まずは医療機関にて受診する。

- ① 陽性が判明した場合：保健所の指示により自宅待機とする。
- ② 濃厚接触者：同様に保健所の指示により自宅待機とする。
 - ・ 陽性判明者と接触した日を0日として、翌日から5日間（6日目解除）自宅待機となります。
 - ・ ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校可能とする。
- ③ 自宅待機中は外出を避ける。どうしても外出が必要な場合は可能な限りマスクを着用する。
- ④ 下宿生は必要に応じて帰省する。

★受診の際に指示が出た場合：その旨を教務係（059-368-1731）に報告する。

医療機関受診
不可等の時

改善した

●登校前日に教務係（059-368-1731）に連絡する。

⇒ 登校 ⇒ 「公欠届」を教務係に提出する。

●かかりつけ医や一般の医療機関が受診できなかった場合

かかりつけ医がない場合等は「受診・相談センター（各保健所）」に電話で相談の上、指示に従う。

受診・相談センター連絡先（三重県）

(1) 9時から21時まで（土・日・祝日も対応）

- ・ 桑名保健所 0594-24-3619
- ・ 四日市市保健所 059-352-0594
- ・ 鈴鹿保健所 059-392-5010
- ・ 津保健所 059-223-5345
- ・ 松阪保健所 0598-50-0518
- ・ 伊勢保健所 0596-27-5140
- ・ 伊賀保健所 0595-24-8050
- ・ 尾鷲保健所 0597-23-3456
- ・ 熊野保健所 0597-89-6161

(2) 21時から翌9時まで

- ・ 三重県救急医療情報センター 059-229-1199

★相談後に指示が出た場合：教務係（059-368-1731）に報告する。

【公欠の取扱い】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（医師がPCR検査を実施せず「陽性」と判断した場合も含む）、或いは濃厚接触者となった場合は、公欠とします。（尚、医師がPCR検査等で陰性と判断し、かつ、保健所からの待機要請が無い場合は登校可となります。）
- ・ 保健所からの連絡が遅延した場合（指示待ち期間）も公欠扱いとします。